

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画改定の背景及び改定方針

本市は、平成10年に「自然と共生する 環境にやさしいまち」を基本理念とする「四街道市環境基本計画」を策定し、市民、事業者及び市が一体となって連携・協働することにより環境の保全及び創造に取り組んできました。

しかし、環境基本計画策定から15年が経過し、市街化の進展や、高齢化や後継者不足による農業従事者の減少等により四街道市の長である谷津田^{*1}や里山^{*2}の荒廃など自然環境の悪化が進んでいます。一方、生活環境でも下水道の整備により河川水質は改善しているものの、羽田空港の24時間操業に伴う航空機騒音の発生やごみの最終処分場を持たないことから更なるゴミの排出抑制が必要となるなど、新たな課題が浮かび上がってきています。

また、我が国における環境問題は、自動車の排気ガスによる大気汚染や、家庭から流される生活排水による水質汚濁などのいわゆる「都市・生活型」から、資源の循環利用や地球温暖化による気候変動など「地球規模型」へと焦点が移りつつあります。さらに、近年、頻発する集中豪雨による災害や、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、市民の間に「安全・安心」に関する意識が高まるなど、本市を取り巻く環境は確実に変化しています。

こうした社会経済情勢等の変化をとらえ、新たな環境課題に的確に対応し、地球にやさしい安全・安心なまちづくりを進めるための指針として、「四街道市環境基本計画」（以下、「第1次環境基本計画」という）を改定し、「第2次四街道市環境基本計画」を策定することとしました（以下、「本計画」という）。

計画の改定にあたっては、国が目指す低炭素、循環型、自然共生の3つの社会の実現を柱とし、それぞれの社会を実現するために安全・安心な生活環境の下、市民参加型社会・地域協働社会の実現を目指すという構図を基本とし、「施策の体系」について継続的な見直し及び組み直しを行いました。

なお、改定作業は「四街道市環境基本計画策定に関する提言書（平成25年3月・環境基本計画策定まちづくり市民会議）」（以下、「市民提言書」という）、四街道市環境現況基礎調査結果、市民・事業者・小中学生への意識調査結果（以下、「アンケート調査結果」という）及び四街道市環境基本計画施策評価調査結果を参考にして行いました。

^{*1} 谷津田：台地などの縁辺部の樹枝状に侵食された幅の狭い谷に出来た湿地（谷津）の低地を利用した水田のことを指します。

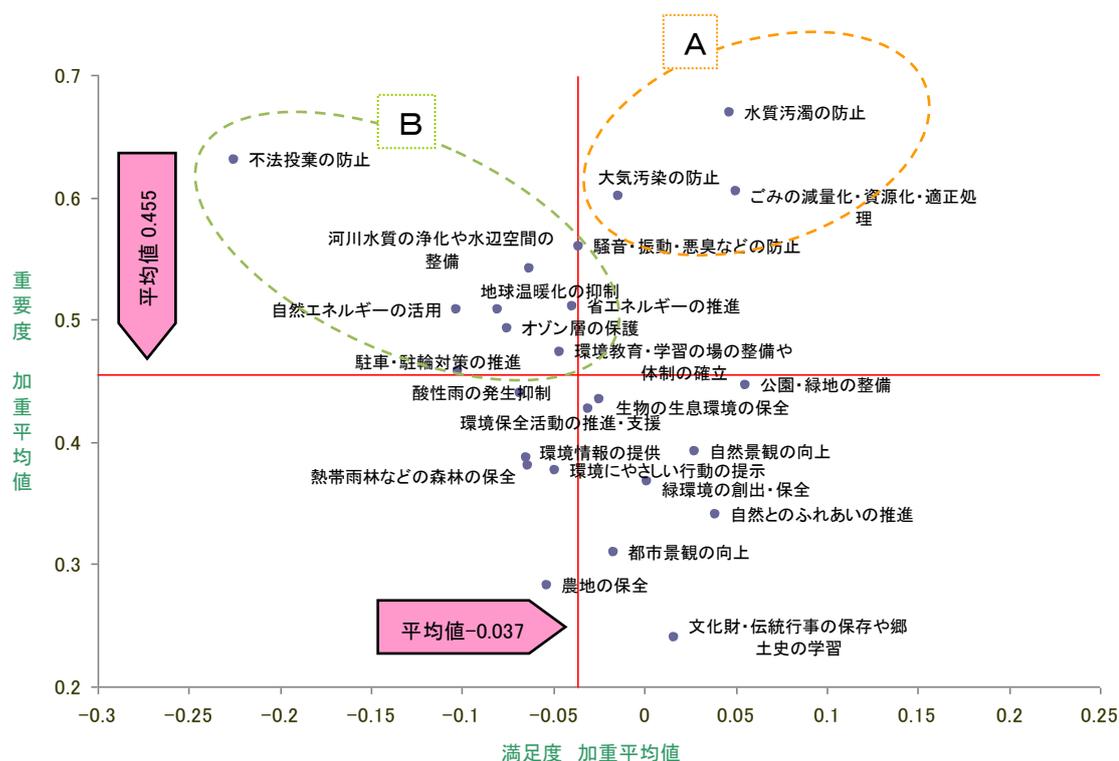
^{*2} 里山：さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念を指します。

●第1次環境基本計画策定後の四街道市、県、国の環境保全に関する主な取組●

年	四街道市	千葉県	国
平成10年	「第1次環境基本計画」策定	「千葉県環境影響評価条例」制定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定
平成11年	—	「千葉県分別収集促進計画(H12～16年度)」策定	「ダイオキシン類特別措置法」制定
平成12年	—	「千葉県地球温暖化防止計画」策定	「循環型社会形成推進基本法」制定
平成13年	市内循環バス「ヨッピー」運行開始	「環境研究センター」発足	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」制定
平成14年	「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」施行	「ちば環境再生計画」策定	「新生物多様性国家戦略」策定
平成15年	—	「千葉県自動車交通公害防止計画」策定	「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定
平成16年	「四街道市総合計画」策定	「印旛沼流域水環境健全化緊急行動計画」策定	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定
平成17年	「エコショップよつかいどう認定制度実施要綱」策定	「千葉県アスベスト問題対策会議」設置	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)完全施行
平成18年	「四街道しみどりの基本計画」策定	「千葉県自然環境保全条例に基づく緑化協定実施要領」制定	「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染等の一部を改正する法律」施行
平成19年	「四街道市市民参加条例」施行	「千葉県揮発性有機化合物排出及び飛散の抑制のための自主的取り組みの促進に関する条例」及び「同条例施行規則」制定	「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」策定
平成20年	「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」一部改正	「千葉県計画段階環境影響評価実施要領」制定	「生物多様性基本法」制定
平成21年	「四街道市一般廃棄物処理基本計画」策定	「千葉県環境影響評価条例施行規則」一部改正(空港整備法及び航空法の改正に伴う改正)	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準」告示
平成22年	クリーンセンター大規模改修工事完了	「千葉県分別収集促進計画(H23～27年度)」策定	「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」開催
平成23年	「四街道市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」策定	「千葉県バイオマス活用推進計画」策定	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」施行
平成24年	「四街道市安心で安全なまちづくり条例」施行	「千葉県自動車環境対策に係る基本方針」策定	「原子力規制委員会」発足

資料:四街道市例規集、平成23,24年度千葉県環境白書及び平成25年度環境白書(環境省)より作成

●市民による第1次環境基本計画の施策評価●



加重平均値の算出方法

アンケートの回答に以下の評点を与え、加重平均値を求めた。

重要=1.0、やや重要=0.5、どちらともいえない=0.0、あまり重要でない=-0.5、重要でない=-1.0

満足=1.0、やや満足=0.5、どちらともいえない=0.0、やや不満=-0.5、不満=-1.0

資料：四街道市市民意識調査（環境基本計画に対するアンケート）

市民に第1次環境基本計画の推進施策について、満足度と重要度を聞いたところ、全体的に満足度が低い結果となっており、環境保全に対する各施策を有効かつ効率的に行っていくことが求められています。

●(上図のA)

満足度と重要度が高く、現状の水準を維持しつつ継続的に改善を行っていく施策

「水質汚濁の防止」、「ごみの減量化・資源化・適正処理」、「大気汚染の防止」

●(上図のB)

満足度が低く、重要度が高い、今後重点的に改善していく必要がある施策

「不法投棄の防止」、「河川水質の浄化や水辺空間の整備」、「騒音・振動・悪臭などの防止」、「地球温暖化の抑制」、「自然エネルギー(再生可能エネルギー)の活用」、「省エネルギーの推進」、「環境教育・学習の場の整備や体制の確立」

第2節 計画の基本的事項

1. 環境基本計画とは

四街道市環境基本計画は、四街道市環境基本条例（平成9年9月29日制定、条例第15号）の規定に基づいて策定されるものです。本市における環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示す計画で、市の環境行政のもっとも基本となる計画です。

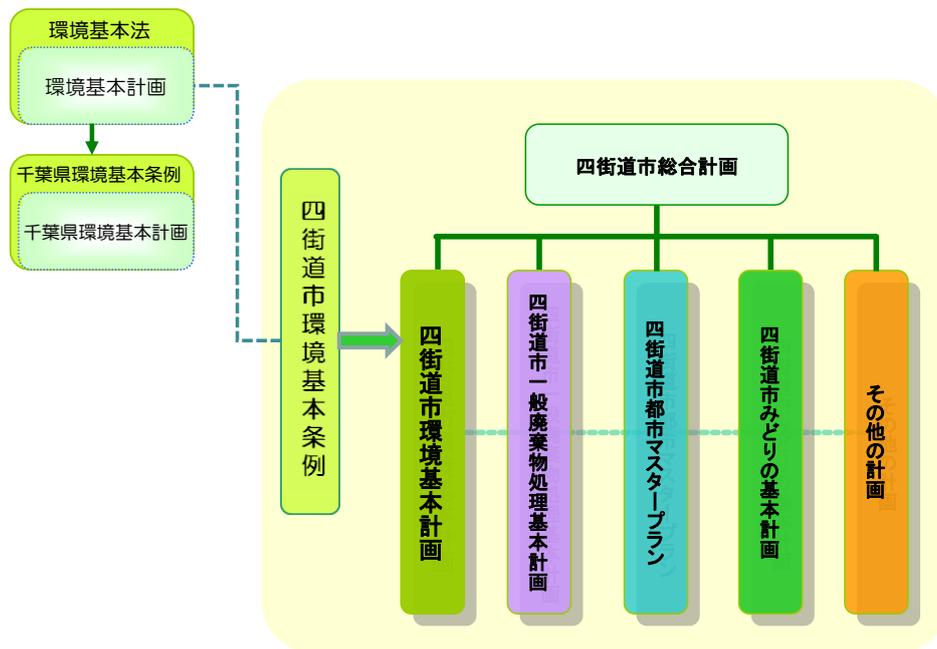
【四街道市環境基本条例の基本理念】

- 第3条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

2. 計画の目標年度

平成26年度を初年度とし、平成35年度までの10年間に取り組むべき施策を定めます。なお、社会的状況を勘案し、5年後の平成30年度に見直しを行う予定です。

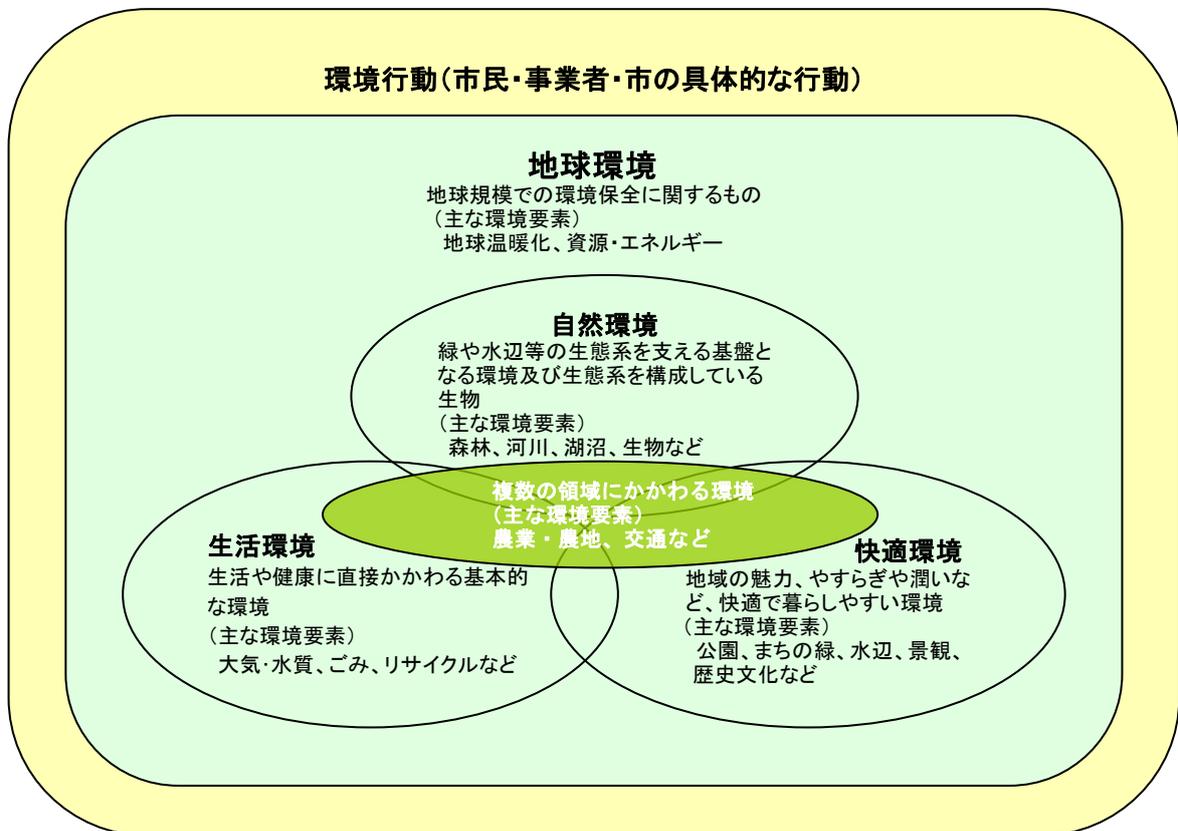
3. 計画の位置づけ



4. 計画の対象範囲

本計画は、本市の行政区域全域において以下に示す分野・要素を対象とします。

なお、国・千葉県・周辺自治体など関係機関と協力する必要がある事項については、連携・協調を図ります。



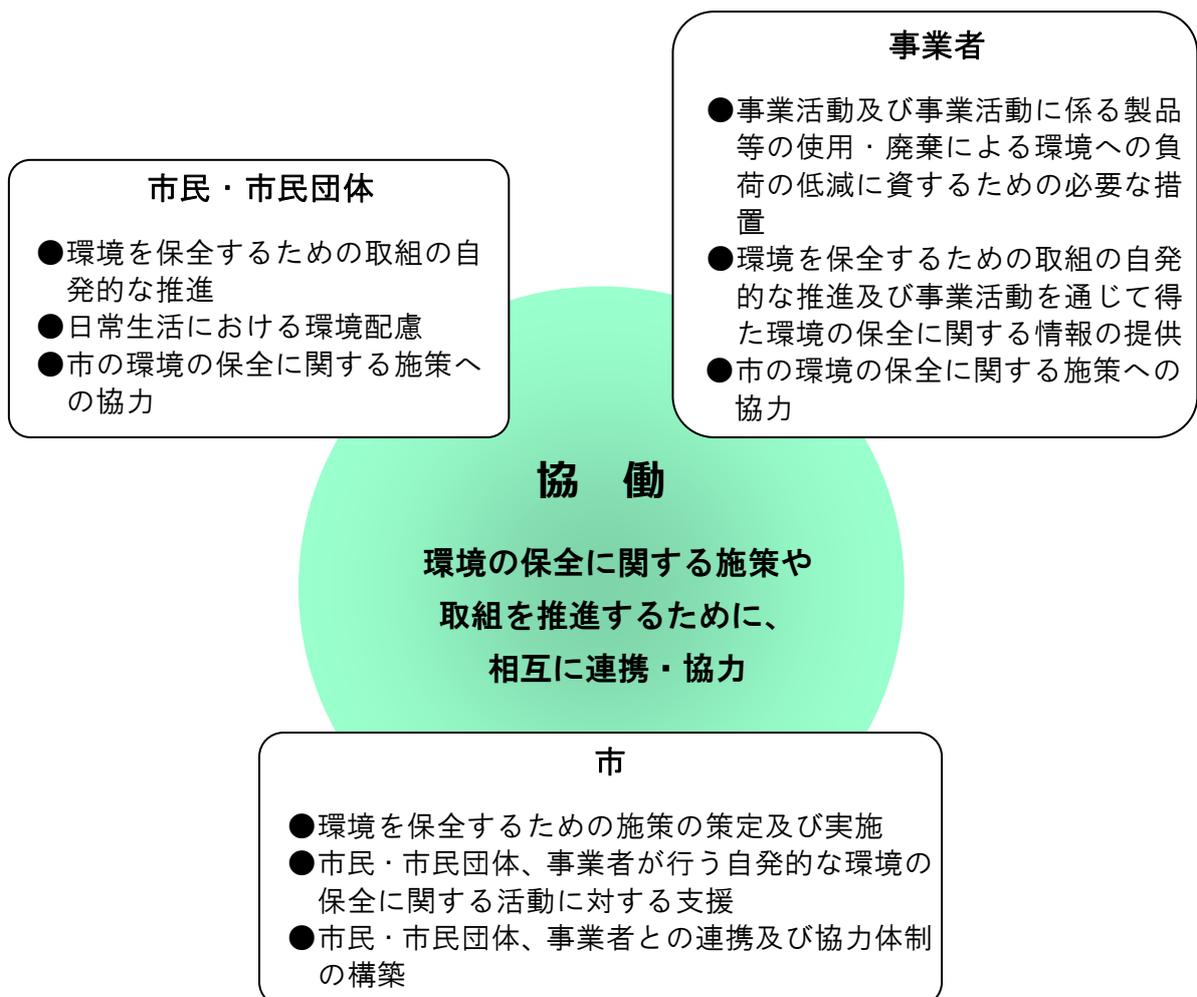
5. 推進主体及び推進体制

本計画の推進主体は、市民・市民団体、事業者、市の三者とします。

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において、環境保全等の取組を推進していくことが期待されます。

市民・市民団体、事業者、市は、快適な環境の創出のためにそれぞれの役割を果たすとともに、個々の主体だけでは解決できない環境課題への対応に向けて、三者が一体となって取り組むように努めます。市は三者協働の橋渡しをするための施策や事業を推進し、パートナーシップの構築を進めます。

●推進主体の役割●



●本計画の推進体制●

